

踏切事故発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

令和元年9月5日(木)、神奈川県横浜市神奈川区の京急線神奈川新町駅付近において、踏切内に取り残されたトラックが、神奈川新町駅を通過した快速特急列車と衝突し、列車の乗客30名以上が負傷、トラック運転者が死亡する痛ましい事故が発生しました。

つきましては、同種事故の発生を防止するため、**貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、安全確保に万全を期してください。**なお、運転者に対する点呼、指導・監督等においては、国土交通省作成の「**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル VII・適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況**」等にて、安全な運行を行うためには、**運転者は、運行経路を選択とともに、その経路の道路事情や交通状況、事故多発ポイント等について、事前に把握できる情報を運行前に確認したうえで、適切な運行経路を選択し、計画的に運行することの重要性や安全性等について改めて周知徹底するようお願いいたします。**

記

- (1) 点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条関係)
- (2) 乗務員に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常押しボタンを押すなど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条関係)
- (3) 運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路についての情報を把握し、運行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよう促すこと。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条関係)

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
《第2編 本編：一般的な指導及び監督指針の解説》



トラック事業者編

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号） （抄）

（点呼等）

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

- 一 酒気帯びの有無
 - 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
- 2～5 （略）

（従業員に対する指導及び監督）

第十条 貨物自動車運送事業は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

2～4 （略）

（乗務員）

第十六条 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 酒気を帯びて乗務しないこと。
- 二 過積載をした事業用自動車に乗務しないこと。
- 三 事業用自動車に貨物を積載するときは、第五条に定めるところにより積載すること。
- 四 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。